

令和元年5月31日
自転車活用推進本部

企業・団体等の自転車通勤の導入を促進します！ ～「自転車通勤導入に関する手引き」の公表～

平成30年6月に閣議決定された自転車活用推進計画に基づき、事業者活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、自転車活用推進官民連携協議会において「自転車通勤導入に関する手引き」を策定しました。

「自転車通勤導入に関する手引き」は、これから自転車通勤制度を導入するための検討をする際や、すでにある自転車通勤制度の見直しを行う際の参考となるものです。

- 「自転車通勤導入に関する手引き」は、自転車通勤制度を導入することによるメリットや近年の自転車通勤へのニーズなどを踏まえ、事業者や従業員の視点から自転車通勤制度の導入・実施における課題などに対応した制度設計を行えるものとなっています。
- 事業者等が制度設計をする上で自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項を記載するとともに、そのまま使用できる「自転車通勤規定」及び「自転車通勤許可申請書」の様式も掲載しています。
- 今後、通勤における自転車利用の促進のため、「自転車通勤導入に関する手引き」の周知を図ってまいります。
- 「自転車通勤導入に関する手引き」は、以下のホームページよりご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/road/bicycle_guidance.html

問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 和賀、山田

電話 03-5253-8111 (内線 38103、38225)

03-5253-8497 (直通)

FAX 03-5253-1622



自転車活用推進本部